

花巻市パブリックコメント制度に関する指針（案）

平成19年2月9日	府議決定
平成19年4月1日	一部改正
平成20年4月1日	一部改正
平成23年7月6日	一部改正
平成29年7月6日	一部改正
令和3年4月1日	一部改正
令和6年4月1日	一部改正

第1 目的

この指針は、花巻市まちづくり基本条例（平成20年花巻市条例第24号）第13条及び花巻市市民参画条例（令和5年花巻市条例第34号）第9条並びに花巻市市民参画条例施行規則（令和5年花巻市規則第28号）に基づき、パブリックコメント制度について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

この指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント制度 市の政策に関する基本的な計画等を立案する過程で、その計画等の案の趣旨、内容その他必要な事項を市民に公表し、これらについて提出された市民等の意見を考慮して意思決定を行う仕組みをいう。
- (2) 意思決定 状況に応じて市長の決裁又は実施機関の長の決裁により行う。
- (3) 実施機関 パブリックコメント制度を実施する市の機関をいう。
- (4) 市民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市内に存する学校に在学する者
 - オ パブリックコメントに係る事案に利害関係を有するもの
- (5) 計画等の決定 議会の議決又は国若しくは県等の同意若しくは承認が必要なものについては、議決又は同意若しくは承認のときとし、その他については、意思決定のときとする。

第3 実施時期等

- 1 実施機関は、この制度の対象となる計画等の立案をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前にその案を公表し、市民等の意見を求めるものとする。
- 2 公表の際には、計画等の趣旨及び目的等についての説明を加えるものとし、関連資料も併せて公表するなど、市民等が計画等の案の内容について十分理解できるよう留意するものとする。

第4 実施の周知及び公表の方法等

- 1 パブリックコメントを実施する際は、広報はなまき、市のホームページ、SNSに掲載するほか、必要に応じて次の方法を活用し十分な周知に努めるものとする。ただし、特定の地域を対象としたものについては、広報はなまきでの周知が難しいため、特定地域内への全戸配布など、効果的な方法により周知するものとする。
 - (1) コミュニティFM放送、有線放送
 - (2) 報道機関への発表
 - (3) 担当部署及び総合支所や振興センターなど市民が多く利用する施設への資料の備えつけ
 - (4) その他適当と認める方法
- 2 計画等の案を公表するときは、その案と関係資料及び関係する情報（以下「案等」という。）を総合政策部総務課、総合支所地域振興課、振興センター及び図書館等多くの市民が利用する施設に備えつけるとともに、市のホームページに掲載しなければならない。
- 3 案等を作成するときは、表紙に案件名、実施期間、提出先、担当部署等を明記するなど、分かりやすい表示に努めるものとする。

第5 意見の提出期間

意見の提出期間は、原則として30日以上とし、案等の公表時に提出期限を明示するものとする。

第6 意見の提出方法

- 1 意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メールその他適当と認められる方法とするものとする。
- 2 意見を提出する者は、住所、氏名（法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者名とする。）その他必要な事項を記載するものとする。

第7 意見の処理

- 1 実施機関は、提出された意見を考慮して意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、提出された意見に対する考え方を取りまとめ、提出された意見と併せて公表するものとする。
- 3 実施機関は、提出された意見を考慮して、公表した案等を修正して意思決定を行ったときは、その修正の内容及び理由を公表するものとする。
- 4 前2項の規定による公表は、計画等の決定の時までに行うものとする。
- 5 提出された意見が、花巻市情報公開条例（平成18年花巻市条例第19号）第7条に規定する非開示情報に該当するおそれのある情報が含まれているときは、その全部又は一部を公表しないことができる。
- 6 第2項及び第3項に規定する公表をするときは、市のホームページに掲載するほか、必要に応じてその他適切と認める方法を活用するものとする。

第8 実施状況の公表

市長は、定期的に各実施機関におけるパブリックコメントの実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

第9 その他

この指針に定めるもののほか、パブリックコメントの実施に関し必要な事項は、別に定める。

第10 実施期日

この指針は、平成19年2月9日から実施する。

第11 経過措置

この指針実施前に、既に立案段階にあるものについては、可能な限り、この指針に基づき手続きを行うものとする。